

〔 自 平成 2 3 年 4 月 7 日 〕
〔 閱 覧 〕
〔 至 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 〕

北陸農政局入札等監視委員会審議概要

平成 2 2 年度 第 4 回

北陸農政局 総務部 総務課

北陸農政局入札等監視委員会 審議概要

（ホームページ掲載日：平成23年4月7日）

開催日及び場所		平成23年2月24日（木） 広坂合同庁舎第2会議室		
委員		宮前 悟（弁護士） 松木 浩一（公認会計士） 小倉 正人（ジャーナリスト）		
審議対象期間		平成22年10月1日～平成22年12月31日		
審議対象案件		119件（工事30件、業務60件、物品役務等29件） うち1者応札 9件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 5件		
抽出案件		抽出案件 7 うち1者応札 4件 （抽出率5.9%） （抽出率57.1%） 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
抽出 案件 内 訳	工事 指名 競争	一 般 競 争		1件（新川流域地区） 1者応札案件
		公 募 型 指 名 競 争		0件
		工 事 希 望 型 競 争		0件
		そ の 他 の 指 名 競 争		1件（庄川左岸地区）
	随 意 契 約		1件（西北陸地区） 1者応札案件	
	業 務 競争	一 般 競 争		0件
		公 募 型 競 争		1件（信濃川水系地区）
		簡 易 公 募 型 競 争		0件
		そ の 他 の 指 名 競 争		0件
		公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル		0件
		簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル		1件（西北陸地区）
		標 準 型 プ ロ ポ ー ザ ル		0件
	物 品 ・ 役 務 等	随 意 契 約		0件
		一 般 競 争		1件（西北陸地区） 1者応札案件
		指 名 競 争		0件
随 意 契 約（企画競争・公募）		1件（九頭竜川下流地区） 1者応札案件		
随 意 契 約（その他）		0件		
（特記事項）				
		意 見 ・ 質 問	回 答 等	
委員からの意見・質問それに対する回答等		別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		な し		
[これらに対して部局長が講じた措置]		な し		

事務局：北陸農政局 総務部 総務課

- （注1）必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。
 （注2）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
<p>委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等</p>	<p>1. 一般競争契約(工事) 新川河口排水機場逆流防止弁 製作据付工事</p> <p>本工事は老朽化に伴う更新工事なのか。 それとも新しく追加した工事なのか。</p> <p>全国的に類似した事例も数多くあるもの と推察するが、このような施設の耐用年数 はどの程度のものなのか。 比較するデータはあるのか。(データがあ れば工事費の比較も可能ではないか。)</p> <p>本工事発注の経緯はどのようなことか らなのか。</p> <p>事業計画が存在するという事は、既に 完了したものや今後も継続して行う工事が 出てくるということなのか。 事業計画のスパンはかなり長期となるのか。</p> <p>一般競争契約でありながら、結果的には 1者応札となった訳だが、入札執行調書に 記載されている評価値に対する比較(値) 基準はあるのか。</p> <p>1者応札となった理由はあるのか。</p> <p>入札公告を2回行ったことにより、当初 のスケジュールから1ヶ月程度遅れたが、 参加資格確認申請書提出段階等で提出者に その旨の説明は行うのか。中止案内は出す のか。</p> <p>一般競争契約において、1者しか参加資 格確認申請書の提出がなかった場合、2度</p>	<p>老朽化に伴う更新工事です。</p> <p>この施設(排水機場)については、造成後約 50年経過しています。ポンプについては全て 更新、建物については部分補修を行うことで工 事(計画)を進めています。施設の耐用年数に ついては、経済効果を算定する際には20年と 定められています。 更新工事額に係る比較データはあると思いま すが、現場条件や施設完成後のメンテナンス状 況、経過年数等によりそれぞれ異なります。</p> <p>土地改良事業計画の一環として、過年度に実 施した事業(施設)が相当年数を経過して老朽 化したことから、施設の更新工事を順次進め ています。</p> <p>今回の工事を実施することは、事業計画に記 載されています。具体的な設計や工事費の算定 については、事業が開始されて以降行う作業に なります。 事業計画については、概ね10ヶ年で終了す ることになります。</p> <p>入札執行調書の中に基準評価値の項がありま すが、この基準値と評価値を比較します。この 値を下回ると落札はできないことになります。</p> <p>この工事は入札公告を2度行っています。当 初は施工実績として「弁口径 1,400mmの施工 実績を有する。」としましたが、参加資格確認 申請書の提出者が1者しかなかったことから入 札手続きを中止し、2度目の入札公告を行いま した。2度目の施工実績については「規模の実 績を外して」実施しましたが、結果的には参加 資格確認申請書の提出者は1者だけとなりまし た。1者応札となれば、競争性の確保の観点か ら問題を生じることにもなることから、農政局 としては年度途中からですが、1者応札となる 場合については入札手続きを中止して要件の緩 和を行い、再度入札手続きを行うよう改善を 図っています。</p> <p>入札公告の工事概要の項に「競争参加申請者 が1者であった場合、以降の入札手続きを中止 する措置を講ずる。」と記載しています。 中止案内については、文書で掲示しています。</p> <p>平成22年9月以降からの工事については、 試行的に再度公告を行うことになっています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>の公告を行うことになるのか。</p> <p>契約時期が当初予定より1ヶ月程度遅れたことによる工期への影響はないのか。契約が遅れた分だけ工期が短くなるのか。</p> <p>入札は電子入札としているのか。紙による入札は行っていないのか</p> <p>電子入札の場合、前日までに送信することになっているが、入札の受付はいつから行うのか。</p> <p>3日前位から入札されている場合があるのか。</p> <p>不正等があった場合、業者の入札順序等はわからないのか。</p>	<p>工事の発注時期については、事務手続き等の遅れを想定し、早めの工事発注に取り組んでいますので影響はありません。工期は短くはなりません。発注時期を早くすることにより、事務手続き等が遅れても工期の確保に問題が生じることはありません。</p> <p>ほとんどが電子入札となっています。</p> <p>締切日の3日前からになります。</p> <p>システムを開いて状況を確認することによって把握することは可能だと思いますが、最終的にいつ入札されたかを確認することはできません。</p> <p>受領日時はわかります。</p>
	<p>2. その他指名競争契約(工事) 会議室間仕切りその他工事</p> <p>工事費のうち、防水工事に占める割合はどの程度になったのか。</p> <p>工事の発注(時期)の発端は、防水工事は緊急性の観点から必要であったといえるかも知れないが、何かのついでに行うという計画であったのか。</p> <p>指名業者の選定において、官公庁の受注実績により業者の絞込みを行っているが、この根拠はあるのか。実績のない者は参加できなくなるのではないのか。</p> <p>受注実績の中には、全ての契約方式分が含まれているのか。</p> <p>指名競争入札方式とした理由として「少額かつ緊急性があるため。」としているが、漏水(主に屋上から。)は突然の事態であったのか。</p>	<p>工種的には一番大きく、50%以上を占めています。</p> <p>長期計画に従い年度別に事業費・職員数等の予定を立てています。それに基づき、最終的な職員数を想定して手戻りのないよう配置図面を作成し、部屋割り・配線等決定しています。</p> <p>品質確保の観点から官公庁の実績を重視しました。また、要件の設定条件(工事内容・規模等)が難しいことから、官公庁での建築工事に携わった実績を重視しました。</p> <p>全て含まれていますが、指名業者がC等級及びD等級の者となりますので、工事規模は契約方式別でも等級別でも大差がないものと思料しています。</p> <p>入居前の2年～3年間は未使用状態であったことから、庁舎の詳細状況は把握できていませんでした。また、これまでは職員数も少なく、一階で執務を行っていたため影響も少なかったのですが、本年度からは職員数も増えたことにより二階で執務を行っている状況です。庁舎の状況確認も了したことから、冬期に入る前に工事を終了しておく必要がありました。</p>
	<p>3. 随意契約(工事) 日野川用水(一期)地区主幹線水路漏水要因調査工事</p>	

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>工事概要に、ストックマネジメント技術高度化事業の一環としてこの工事を行うとあるが、いずれにしても漏水工事を行う必要があったと理解していいのか。</p> <p>前歴事業が昭和56年度から平成16年度となっており、古い事業ではない。漏水原因が管の製造元にあったのか、施工業者(方法)にあったのかを究明し、そこに責任を持たせればいいのか。</p> <p>当時全国で同じような施工方法を取っていたのならば、このような破損・漏水状況があったのではないか。施工業者を含め全国的な調査を実施しなければ、総合的な調査とならないのではないか。</p> <p>随意契約審査調書に予算額が記載されているが、この額は見積徴取前に出されたものと思料するが、どのようにして算定されたのか。</p> <p>事務所独自で積算されたのか。他の事例等を参考にされたのではないのか。</p> <p>見積書はどれ位の枚数となるのか。(内訳書は添付されているのか。)</p> <p>本案件は1者応札であるが、見積内容が適正か否かの判断はどのように確認されているのか。</p> <p>工事名からすれば、定型化された工事でもないような気がするが、工事内容の増減はなかったのか。</p> <p>増減があった場合、どのようにして精算を行うのか。</p> <p>変更契約の場合も見積書は1枚なのか。また、発注者側は変更額に係る積算は行うのか。</p> <p>管理(メンテナンス)を行った業者が今回工事を担当した訳だが、今後もこの業者が管理(メンテナンス)を行っていくのか。</p> <p>過去に他の業者が施工した部分を今回補修施工することは、施工責任面で業者は抵抗があったのではないか。契約書の記載はどのようになっているのか。</p>	<p>そうです。漏水原因を調査し、維持管理・今後の設計等の参考となる現場(工事)と考えられたことから、この事業を活用したものです。</p> <p>瑕疵責任期間は過ぎています。現在の設計基準は改善されていますが、当時の管の繋ぎの施工方法として、重量の軽いFRPM管の内側に重量の重い鋼管が入る構造(さや管構造)としていたことが、ひび割れの要因ではないかと現段階では想定されます。</p> <p>わかりました。</p> <p>事務所で積算した概算額です。</p> <p>この工事を行うための積算は可能であり、事業所で行っています。</p> <p>見積書は1枚です。</p> <p>見積徴取に際しては、図面・数量表・特別仕様書等を提示しています。今回の場合、業者の見積額が予定価格以内であったことから、適正と判断し採用しています。</p> <p>現在工事中の段階ですが、多少仮設内容が変更になっています。</p> <p>工期内に変更図面・数量表・特別仕様書を請負者に提示し、それにより請負者より見積書を入れてもらい、変更契約を締結しています。</p> <p>1枚です。 事業所で工事の変更に係る積算を行います。</p> <p>施設については、国で造成後は県で管理を行っていただいています。更に操作については県より土地改良区に委託されています。業者は漏水があったことから、今回は土地改良区より応急処置を依頼されたものです。</p> <p>契約書に「瑕疵担保」は記載されていますが、設計については官側の責任において実施しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>4．公募型指名競争契約（業務） 加治川二期地区ため池等地質調査業務</p> <p>入札執行調書において、予定価格と各者の入札額に差が見受けられるが、予定価格の積算は見積徴取されたのか。</p> <p>入札公示において、指名通知の時期の記載はされないのか。（入札参加者を選定するための基準等で見ればわかると思うが。）</p> <p>指名業者の選考基準は、どのような基準となっているのか。</p> <p>全体での対象業者数はわからないのか。</p> <p>技術提案書審査調書の選定委員会構成メンバーは、指名業者選定委員会と同じであるが、もう少し技術関係の専門家を加えた方がいいのではないか。</p> <p>業務の調査時期について、冬期間ではなくもっと天候の良い時期に行うべきではないのか。</p>	<p>農林水産省の標準歩掛かりにより、事務所で算出しています。</p> <p>ひな形どおりの記載方法としています。入札公示の他に説明書を交付しますが、その中にも指名通知の日時の書込みは行っておりません。</p> <p>参加表明者選定基準（企業評価・予定管理技術者評価）の各項目毎に採点し、上位10者を選定しています。</p> <p>公募を行ったところ11者からの参加表明があり、その中から10者を選定したものです。</p> <p>技術提案書の審査段階において、土地改良技術事務所の専門技術指導官を含めて審査を行っています。</p> <p>業務内容からすれば、作業を行う時期として問題はありませんが、本年度は降雪時期が早くなったことから、積雪時の作業になりました。</p>
	<p>5．簡易公募型プロポーザル契約（業務） 石川地域広域基盤整備計画策定 （その1）業務</p> <p>技術提案書の評価項目からすれば、管理技術者に関する事項よりも、提案内容に関する事項の評価に重きを置いている。技術提案書特定基準（標準例）は概ね共通のものを使用しているのか。業務内容で特定基準を使い分けることはないのか。</p> <p>ガイドラインには業務内容によっていろんな特定基準を設けていないのか。標準的なものしかないのか。</p> <p>技術提案書の審査は書類審査だけなのか。それとも業者のヒアリングも実施されたのか。</p> <p>予定価格の算定根拠はあるのか。</p>	<p>業務と役務では技術提案書特定基準（標準例）の使い分けを行っていますが、業務においてはこの標準例を使用しています。</p> <p>ガイドラインに示されているものは、技術提案書特定基準（標準例）と全く同じものです。業務内容により全く適用されない項目については削除するものもありますが、今回業務についてはこの標準例により実施しています。</p> <p>この案件については書類審査だけです。予定価格が10,000千円以上の場合は、案件により30分程度のヒアリングを行います</p> <p>本業務については標準的な歩掛かりがないことから、業務発注前に類似業務の実績のある数業者に依頼し、歩掛かり調査を実施しています。特別仕様書・作業一覧表などにより、項目毎に必要なとする員数を記載してもらい、一番安価な価格を予定価格としています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>その作業は外部に依頼することになるのか。</p> <p>主観としてではあるが、本業務は基礎データの収集とはいえ非常に重要な業務と認識するが、民間の1業者がこのような金額で実施できるものなのか疑問である。</p> <p>技術提案書の提出に関する公示の中で、契約保証金の納付について記載されているが、納付されているのか。金額はどのように決定しているのか。いつの段階で納付されるのか。</p>	<p>そうです。事務所より公文書で業者に依頼しています。</p> <p>関連する業務については他業務でも実施しており、この業務内容だけで収束する訳ではありません。</p> <p>契約金額の10%が契約保証金額となり、落札決定から7日以内に契約保証金、銀行等の保証、契約保証保険等により受領しています。</p>
	<p>6. 一般競争契約(総合評価)(役務) 石川地域成広域基盤整備計画策定及び 運營業務</p> <p>審議案5とこの案件の事業内容は似通っているが、分離発注とした実益は何かあるのか。</p> <p>業務を1本にまとめ、どちらかの者を下請けさせることはできないのか。</p> <p>審議案件5については、簡易公募型プロポーザル契約方式であり、本案件の役務については一般競争契約方式としている。本案件は業務内容が一般競争方式に適しているということか。</p> <p>受注者は石川県土地改良事業団体連合会であったが、業者選定(検索)は一般コンサルタントである。本業務は一般コンサルタントが受注することを想定されていたのか。</p> <p>一般競争契約方式の中には、どの者が受注するか想定される場合もあるが、金額的な客観性を担保するためにも、一般競争契約とする場合もあるのか。(特に役務において。)</p> <p>本案件は一般競争契約の総合評価で1者応募であった訳だが、総合評価点が基準点を超過しているかの判断はされているのか。(最低ラインはあるのか。)</p> <p>7. 企画競争契約(役務) 大口径パイプライン技術検討業務</p> <p>全般事項としての質問であるが、発注内容により業務・役務に区分しているが、区</p>	<p>審議案件5については、技術的にはやや高度な技術を要する業務であり、本案件については、各自治体で管理している施設の台帳等の収集や取りまとめであることから、あまり技術的判断を要しない業務です。また、この案件には会議の運営等の内容も含まれることから区分しています。</p> <p>下請業者に係る権限は事務所にはありません。</p> <p>プロポーザル契約方式に比べて技術的要素が少なく、価格を加味できる内容であることから、この契約方式を適用しました。</p> <p>全省庁統一資格の「役務の提供」に登録した者を想定しました。結果として、一般コンサルタント3者が説明資料の交付を受けており、詳細は把握しておりませんが、それなりに検討されたものと思料しています。</p> <p>特命随意契約を行う場合は、決められた要件に該当することが必要です。この者しか受注しないのではと想定されても、特命随意契約の要件に該当しなければ、一般競争契約方式を採用することになります。</p> <p>評価項目一覧の中で、評価区分に必須項目がありますが、この項目に点数が入らない場合は1者でも契約には至りません。</p> <p>業務は建設工事に係る測量・調査・設計等であり、役務はそれ以外の契約としています。業</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>分の基準はあるのか。</p> <p>企画競争方式としているが、結果として1者応募となったことは、企画競争契約とした実益がないのではないかと。役務の場合、工事と同じように契約手続きの中止・やり直しを行うという制度はないのか。</p> <p>本案件は実験装置を造る訳ではなく、日常的に使用している施設を部分改良して強度を確認するということか。</p> <p>曲線部の管材をFRPM管として実験的に強度確認を行うということか。</p> <p>安全か否かの結果は、まだ出ていないのか。</p> <p>FRPM管のコンクリート保護部の地震時の安全性を検証・評価するとあるが、どのような方法で行うのか。</p> <p>企画提案書評価表の点数の良否はどのように判断するのか。絶対評価はあるのか。</p> <p>委託契約書に委託費の限度額を明示しているが、「額を超えない範囲で乙に支払う。」と記載しているが、このような記載方法はいかがなものか。</p>	<p>務の場合は、技術基準書や参考図書などに基づいて実施する定型的な内容であるのに対して、本業務のように解析手法が定められていない研究的な内容の場合は、受注者の見識や技術に基づいて様々な手法を含めた企画提案を求めて契約するものです。</p> <p>本案件についての技術力を持っている者がいるものとして公募しました。提案者がいなければ再度募ることになりますが、提案者が1者でもあれば契約手続きを進めることになります。再度の入札公告は工事に限定して実施しています。</p> <p>業務内容は2項目あり、長期の耐久性に関しては現地土のサンプリングを行い、大型の圧縮試験器により長期的な強度を確認するものです。地震時の解析については、数値計算を行います。</p> <p>管材の許容ひずみ度が計算上許容応力の範囲となっているかのチェックを行います。</p> <p>現在解析中ですが、パターン化できるものについては計算上のモデルを作成し、整理(土質条件・曲がりの角度等)できるものについては、現場で適用する予定としています。</p> <p>数値解析となりますので、様々な地震波(仮定)を与えてシミュレーションを行います。</p> <p>企画提案書特定基準の各項目毎に評価しています。欠格要項がなければ企画提案書を特定することになります。絶対評価はありません。例えとしていえば、企画提案書の工程計画の工期において、官側が求めている工期から逸脱していれば、欠格として取扱うことになります。</p> <p>委託契約の場合は額が決定している訳ではなく、必要とした費用を精算することになりますので、限度額は設定されていますが、これを超えない範囲で精算行為を行います。</p>
	<p>その他審議全体</p> <p>特になし。</p>	